平成２７年（フ）第１３９号
川崎市宮前区土橋４丁目３番地４　オーベル鷺沼204
債務者　藤榮　篤紀
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４１号
川崎市川崎区四谷上町13番14号
債務者　森山　　郷
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
川崎市多摩区菅北浦２丁目17番16号　アールマンション103
債務者　吉澤文二子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第８５号
新潟市北区北陽２丁目770番地64
債務者　中山　真希
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９４号
新潟市西区坂井987番地　サンライフあい205号
債務者　岩脇　好美
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０５号
新潟市西蒲区赤鏥697番地２
債務者　玉木　　浩
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１１号
新潟市秋葉区新保1582番地
債務者　簑和　博美
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１２号
新潟市秋葉区新保1582番地
債務者　簑和　愛子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１５号
新潟市中央区寄附町5013番地３
債務者　小野　淳一
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１８号
新潟市東区月見町13番59号　メゾンＲ．Ｍ107
債務者　真野　英樹
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４号
福井県小浜市青井第19号32番地　シティーハイム前川101、前住所福井県大飯郡高浜町宮崎第69号12番地７
債務者　石川　慎吾
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第３２号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4449番地７
債務者　児玉　　實
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４８号
長野市川中島町原262番地10
債務者　髙橋　健二
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
長野県松本市筑摩２丁目18番10号
債務者　奥山　　誠
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３０号
長野県下伊那郡喬木村934番地１
債務者　長濱　真理
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第３２号
長野県飯田市山本2256番地２
債務者　島立　**初**男
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第３２８号
愛知県東海市加木屋町大清水607番地の１
ポレール南加木屋301号
債務者　天願マリオこと　ＴＥＮＧＡＮ　ＭＡＲＩＯ　ＳＥＲＧＩＯ
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部